

令和3年12月10日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料

(令和3年12月7日付託分)

教育委員会

目 次

I	令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】	1
II	令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】	2
III	神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例の概要	3
IV	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会関係】	4

【予算に関する説明書（その5） 12頁】

I 令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		千円
高等学校施設整備 工事費	千円 1,800,000	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 -	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	1,800,000
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和3年度 ～ 令和4年度	1,800,000		そ の 他	-
						一般財源	-
高等学校施設整備 工事設計調査費	267,800	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	267,000
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和3年度 ～ 令和4年度	267,800		そ の 他	-
						一般財源	800

【議案（予算 その5）4頁 定県第144号議案】

Ⅱ 令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について

【教育委員会関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 教育費			157,405
	1 高等学校費		157,405
		高等学校施設整備工事関連費	157,405
教育委員会計			157,405

Ⅲ 神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等により、奨学生やその保護者が経済的影響を受けるなど、奨学金を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、高等学校奨学金の貸付月額の上限額を増額するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

高等学校奨学金の貸付月額について、次のとおり貸付けを受けようとする者が選択することが可能な金額（月額）を改める。

区 分		改正後 月額	現行 月額
1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度	1万円、2万円 又は3万円	1万円又は2万円
	その他の年度	1万円又は2万円	1万円
2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度	1万円、2万円、 3万円、4万円 又は5万円	1万円、2万円、 3万円又は4万円
	その他の年度	1万円、2万円、 3万円又は4万円	1万円、2万円 又は3万円

3 施行期日

令和4年4月1日

【議案（条例その他 その7） 2～34頁 定県第174号議案】

IV 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

令和3年10月14日の人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料月額について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

給料の切替日（令和4年4月1日）における給料月額が、切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、その差額を令和8年3月31日までの間支給する。